平成24年	1　月	昭和27年1月2日から昭和27年2月1日までに生まれた者	132,990	44,770
	2　月	昭和27年2月2日から昭和27年3月1日までに生まれた者	147,530	59,590
	3　月	昭和27年3月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者	162,020	74,370

別表第三十三（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に法附則第5条第6項第1号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第5条第6項第1号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成23年 4月	前納する月 平成23年 10月
平成23年	5　月	昭和21年5月2日から昭和21年6月1日までに生まれた者	円 14,970	円 —
	6　月	昭和21年6月2日から昭和21年7月1日までに生まれた者	29,890	—
	7　月	昭和21年7月2日から昭和21年8月1日までに生まれた者	44,770	—
	8　月	昭和21年8月2日から昭和21年9月1日までに生まれた者	59,590	—
	9　月	昭和21年9月2日から昭和21年10月1日までに生まれた者	74,370	—
	10　月	昭和21年10月2日から昭和21年11月1日までに生まれた者	89,100	—
	11　月	昭和21年11月2日から昭和21年12月1日までに生まれた者	103,780	14,970
	12　月	昭和21年12月2日から昭和22年1月1日までに生まれた者	118,410	29,890
平成24年	1　月	昭和22年1月2日から昭和22年2月1日までに生まれた者	132,990	44,770
	2　月	昭和22年2月2日から昭和22年3月1日までに生まれた者	147,530	59,590
	3　月	昭和22年3月2日から昭和22年4月1日までに生まれた者	162,020	74,370

別表第三十四（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に法附則第5条第6項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第5条第6項第4号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月 平成23年 4月	前納する月 平成23年 10月
平成	5　月	円 14,970	円 —
	6　月	29,890	—
	7　月	44,770	—
	8　月	59,590	—
	9　月	74,370	—
	10　月	89,100	—
	11　月	103,780	14,970
	12　月	118,410	29,890
平成24年	1　月	132,990	44,770
	2　月	147,530	59,590
	3　月	162,020	74,370

別表第三十五（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成6年改正法附則第11条第7項第3号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月 平成23年 4月	前納する月 平成23年 10月
平成23年	5　月	円 14,970	円 —
	6　月	29,890	—
	7　月	44,770	—
	8　月	59,590	—
	9　月	74,370	—
	10　月	89,100	—
	11　月	103,780	14,970
	12　月	118,410	29,890
平成24年	1　月	132,990	44,770
	2　月	147,530	59,590
	3　月	162,020	74,370

別表第三十六（第七条第二項関係）〔平成24年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成6年改正法附則第11条第7項第4号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成23年 4月	前納する月 平成23年 10月
	5　月	昭和16年5月2日から昭和16年6月1日までに生まれた者	円 14,970	円 —